



巻頭言 —SDGsな取り組み—

2015年の国連サミットで採択されたSDGs（「持続可能な開発目標」）では、2030年までの15年間で達成すべき目標として、以下のような17の目標が掲げられ、169のターゲット（達成基準）が定められています。

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基礎をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任 つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさを守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナリシップで目標を達成しよう

これまでから地球環境問題は、地球温暖化の問題などとも関連しながら議論されてきましたが、経済開発や経済の活動との関連で、どのように整合性をもたせるべきかという観点からの議論は一般論にとどまり、政府や企業、個人人の生活における具体的な方策としては、十分な議論はなされていない状況でした。しかし、少しずつ変わりつつあります。

私たちが便利さや快適さを求めると（＝社会）、それに対応するかたちで経済が動き（＝経済）、環境が破壊されていきます（＝環境）。たとえばあたり前のようにあるペットボトルやストロー、レジ袋などは、自然に分解されることがないので、半永久的に残ります。これらが年間約800万tものプラスチックのごみとして海に流れ込んでいくと推計されていて、「海洋プラスチック」としてたまり続けています。ストローが鼻に詰まったウミガメ、レジ袋を飲み込んでしまった魚など、原型のままでも甚大な悪影響を与えているのですが、時間の経過とともに「マイクロプラスチック」になっていきますので、それが魚介類にも蓄積され、そしてそれを私たちは食しているという問題にもつながります。



—フジの花—

それだけに紙ストローが普及してきたり、レジ袋を有料化したりして、少しずつですが私たちの生活は変わりつつあります。こうした取り組みは緒に就いたばかりで、まだ“他人事”感があるかもしれませんが、社会—経済—環境という循環的な構造をふまえ、「持続可能な」社会の実現に向けての取り組みが始まっています。

岡山県真庭市は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた優れた取り組みを行う都市として2018年に「SDGs未来都市」として内閣より選定されています。真庭市は2015年委策定している第2次の「総合計画」において、「都会にはないが真庭市にはある豊かな暮らし」として「真庭ライフスタイル」を掲げています。真庭市は林業のまちでもあるのですが、木材加工の過程で発生するかんな屑や端材、伐採時に森林に残される未使用木材などを2008年より木材事業協会が運営する「真庭バイオマス集積基地」で買い取り、チップに加工することで、木質バイオマス資源として地域内で循環的に使用しています。2015年より稼働している「真庭バイオマス発電所」は木材資源を活用することで発電出力1万kwで、一般家庭約2万2000世帯分の電力を供給しています。

また、生ごみ、し尿、浄化水槽汚泥を混ぜてメタン発酵させ、液体の肥料「バイオ液肥」として資源化し、市内に9か所「バイオ液肥スタンド」を設置して、だれでも利用できるようにしています。このように真庭市ではSDGs「12. つくる責任 つかう責任」を徹底することで、持続可能な消費と生産の循環的な構造をつくりあげているのです。このほかにもさまざまな取り組みが行われていますが、真庭市が、一番大切にしているのは、「市民一人ひとり」なのです。

こうした取り組みが、自治体や企業、団体、そして個人により着実に実行され始めています。 KCD ラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：農福連携

◆農福連携とは

農福連携とは、農林水産省によれば「障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります」とされている。少子高齢化の進展にともない農業においても人手不足は深刻で、休耕田や耕作放棄地が急速に増えており、大きな課題となっている。

一方、障害者福祉においては、2006年施行の障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）のもとで、就労移行の取り組みが進められており、就労系福祉サービスからの移行者数は2008年度の3000人から2017年度では約1.5万人と10年間で5倍になっている。また民間企業で働いている障害者は、2018年6月時点で約53.5万人（身体34.6万人、知的12.1万人、精神6.7万人）になっている。しかし、就労や社会参加のニーズに対して、それに応えるための場や機会が不足しており、一般就職のむずかしさに加えて、就労後の定着率の低さも問題となっている。

離職率（「ある時点で企業に在籍していた従業員のうち、一定期間後に退職した人の割合」）は、業種により異なるが、厚生労働省が公表している「雇用動向調査結果の概要」によれば、2020年上半期における全業種平均の離職率は8.5%となっている。職場の人間関係のこじれなどにより「適応障害」や「うつ」などの診断を受ける人も増えており、第三次産業であるサービス業では、いわゆる対人関係における「コミュニケーション能力」が求められるだけに、そうした側面が苦手な人にとっては、障害の有無にかかわらず農業を含めた第一次産業は、選択肢として魅力的であるといえる。

◆「農業」×「福祉」

日本の農業を支える基幹的農業従事者の平均年齢は67歳で、70歳以上の層がピークになっている。また2005年に約13万人だった常雇い者数は2015年には約22万人まで増加している。

農林水産省では、農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進することを目的に5年ごとに農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に調査を実施している。この「農林業センサス」では、長年、世帯ぐるみで農業を行う「農家」を単位として調査を行ってきたが、会社や農事組合法人などの組織経営が近年では増加してきており、従来の「農家」という括りでは農業構造全体の把握が困難になってきたため、2005年の農林業センサスから、世帯による農業経営（家族経営体）と会社や農事組合法人などの組織経営（組織経営体）を把握する「農業経営体」という概念が導入されている。したがって、農業分野においても有効求人倍率が算出されるが、全産業平均に比べて高い状況にある。それだけに農業分野で労働力の確保は喫緊の課題となっており、農福連携により障害のある人などが農業に従事することが促進されれば、「救世主」的な役割が期待される。

このように農業の従事者が高齢化し減少していくなか、障害者など福祉サービスを利用してきた人たちが農業分野で働くことは、地域貢献・社会貢献になっているのである。実際のところ、農福連携に取り組む農業経営体の76%が「障害者を受け入れて貴重な人材となった」と回答しており、78%が5年前と比較して「年間売上が増加した」と答えている。

またなによりも、本人にとってのやりがいや社会参加につながっていることが重要である。農福連携に取り組む障害者就労施設の79%が「利用者の体力がついて長い時間働けるようになった」、62%が「利用者の表情が明るくなった」などと回答しており、74%が「過去5年間の賃金・工賃が増加した」と答えている。

第一次産業である農業と製造・加工の第二次産業、そして販売などの第三次産業とを掛け合わせて「六次産業」というのが、農福連携により農地の管理ができるようになったり規模が拡大することで生産量が増加し、収穫した野菜や果物を加工することで販売戦略が広がり、販路を開拓・拡大していくなどの取り組みを通じて収益を向上させたりするなど、六次産業化とあわせた展開には、従来の農業の枠を超えた可能性を見出すことができる。

そして、障害のある人たちが農業に勤しむことで、地域住民との交流を生み出し、そのことが本人たちにとっての「居場所」になると同時に、地域コミュニティの再生や活性化にもつながっているのである。

◆政策的な課題であり実践課題でもある農福連携

こうした農福連携は、国の政策においても重要な位置を占めるようになってきている。2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、障害者の特性に応じ能力を最大限発揮できるようにしていくという観点から、農福連携の推進が盛り込まれている。また内閣府の定める「第4次障害者基本計画」（2018年度～2022年度）においても、多様な就業機会の確保として、農業分野の就労支援が取り上げられている。

そして内閣官房長官を議長とし、厚生労働大臣と農林水産大臣を副議長とした農福連携等推進会議により、2019年6月に「農福連携等推進ビジョン」がまとめられている。そこでも農福連携の重要性が述べられている。

とくに「知らない」（よく知られていない）という課題に対しては、農福連携で生産された商品の消費者向けPR活動などを通じて認知度の向上が挙げられ、「踏み出せない」という課題に対しては、ワンストップで相談できる窓口体制の整備、コーディネーターの配置やニーズをつなぐマッチングの仕組みの構築、農福連携の特色を生かした六次産業化などの方策が示されている。そして「広がらない」という課題に対しては、「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰などの役割を担うコンソーシアムの設置や林業や水産業へと広げていく方向などが提示されている。

このように「農福連携」は、障害者支援のみならず、地域活性化や「地域共生社会の実現」といった観点からも重視される取り組みであるといえる。KCDラボ代表 松端克文（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）

* 毎号ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

“Xin Chao” (シンチャオ!) ～外国人技能実習生～

*当法人に今年の2月12日、ベトナムから4名の外国人技能実習生が来られました。その概況について、ベトナムまで面接に行かれた大西本部長に話を伺いました。

——4名の実習生について教えてください。

皆さんは、ひょうご外国人介護実習支援センターの“介護技能実習生の受け入れ事業”で、日本語と介護技能の習得を目的に3年間実習を行うことになっています。

——4名の方々はベトナムで面接をされたのですか。

そうです、行きましたベトナム。ハノイにある送出国関 VS で、18名の方々の面接をしました。3～4名ずつのグループ面接を何回か行って、最終4名の男性の方々と契約して帰ってきました。

——介護技能ということですが、面接の際、障害については理解されていたのでしょうか。

これが、本当に伝えるのがむずかしくて…。通訳の方も、知的障害や発達障害などを訳するのに大変苦労されていました。こちらに来て、実際に利用者さんとかかわって初めて理解していただけたのだと思います。

——今年の2月中旬から現場に入られたようですが…。

本来の予定であれば、2020年8月からこちらで実習開始のはずだったんですが、コロナ禍で入国できず…。今年の1月12日ようやく入国がなりました。入国後は、千葉県にある施設で入国時講習等を1か月間受けて、ようやく2月にこちらに来られたというわけです。

——なるほど…。皆さん日本語は話すことができますか。

日本語能力は、N1～N5の5段階評価になっています。4名は、日本に来られる前から日本語の勉強をされていて、現在はN4のレベルです。基本的な日本語を理解できて、ひらがなや漢字で読み書きができます。7月にN3の試験を受けますので、合格を目指して毎日、一生懸命勉強されています。



選考後、法人のパンフレットで説明中

*実習生の皆さんは、障害者支援施設ようき寮の向かいにある、一軒家の職員寮で生活をされています。その“寮父さん”である山口寮長にも話を伺いました。

——“寮父さん”として、どういったことをされていますか。

寮父さん…ではないんですが、「困りごとよろず相談窓口」といった感じでしょうか。今年の年明けから、職員寮の掃除

をしたり生活物品を揃えたりと、受け入れ準備でバタバタしていました。4月ごろまでは細々とした相談などがありましたが、いまはほとんどありません。合宿所のような感じで、楽しく生活されているようです。

——皆さんの印象はいかがですか。

国は違っても、「いまどきの若者」ですね(笑)。21歳から24歳の皆さんとは世代が違うので、かかわり方がむずかしいと感じます。あまり干渉してほしくはないでしょうし、一定の距離間は必要だと思っていますが、出会ったときなどは様子を聞いたりしています。部屋をきれいに掃除されたり、自炊されたり…。きちんとした生活を送られていますよ。



*ベトナム人実習生に主としてかかわる実習担当の支援員にも、皆さんの印象や仕事ぶりを伺いました。最初は障害者支援施設ひだまり園(以下、ひだまり園)の深草さんです。「印象的なのは、まず『笑顔』です。いつもニコニコと笑っておられますね。仕事ぶりもとてもいいねいで、一生懸命に取り組んでいただいています。利用者さんの名前を覚えるのも早く、楽しそうに話をされています。記録もきちんとできていますよ。このまま変わらず、3年間がんばっていただきたいと思いますね」

*続いて、障害者支援施設よろこび荘(以下、よろこび荘)の荒木さんです。

「ひとことで言うと『真面目』です。一生懸命に働いておられますし、よく勉強もされていますね。車いす操作なども事前に勉強されていて、こちらが教える必要がないほどきちんとできています。お二人とは、自分以外の職員ももちろんかかわっていますが、皆さんとうまくコミュニケーションがとれています。デイセンターでの日中活動開始のラジオ体操は、お二人がされているんですよ」



* それでは、ベトナム人実習生4名の皆さんを紹介します。
ひだまり園は談話室で、よろこび荘は南館サロン（デイルーム）で、それぞれの実習担当職員と共に話を伺いました。

「はじめまして」のあいさつから始まり、お互い緊張しながら開始したインタビューですが、4名ともにこやかに一生懸命話をしようとされていました。

皆さんには主に、①働いてみた感想 ②仕事で一番楽しいこと ③これからやりたいこと(夢) ④好きな日本語 の4つの質問について話を伺いました。



Hoang Ngoc Thanh Cong
ホアン・ゴック・タイ・コン

まずはひだまり園に配属されているホアン・ゴック・タイ・コンさんです。コンさんは、①「楽しいです」②「利用者さんのおやつ介助のときと、日中活動のカラオケの時間が一番楽しいです」③「実習が終わったら、ベトナムに帰って日本語の先生をしたいです」④「せいこう（成功）です」と答えていただきました。先生を目指しているだけに日本語が上手なコンさん。先生として「成功」できるといいですね。



Nguyen The Hoeng
グエン・テー・ホアン

次は同じひだまり園配属の、グエン・テー・ホアンさんです。ホアンさんは、①「毎日楽しいです」②「(利用者さんとの)おしゃべりが楽しいです」③「ベトナムでレストランを開きたいです」④「けんこう（健康）です」と話していただきました。女性利用者の方々も、テー・ホアンさんのおしゃべりをとても楽しみにされているとのこと。またテー・ホアンさんは料理が好きなので、昼食のお弁当も自分で作られているそうです。



Tran Ngoc Hai
チャン・ゴック・ハイ

3人目は、よろこび荘に配属されているチャン・ゴック・ハイさんです。ハイさんは、①「楽しいです」②「一番楽しいのは利用者さんとのコミュニケーションです」③「実習が終わったらベトナムで介護士をしたいです」④「好きな日本語は“心”です」と、隣に座っていたファイ・ホアンさんに確認したり、筆談を交えたりしながら答えていただきました。（“心”の文字は、メモ帳に書いて伝えていただきました）



Tran Huy Hoang
チャン・ファイ・ホアン

最後は同じくよろこび荘配属の、チャン・ファイ・ホアンさんです。ファイ・ホアンさんは、①「楽しい、嫌なことはなにもないです」②「利用者さんとのコミュニケーションとか、(糊で貼ったりする)制作活動が一番楽しいです」③「(ハイさんと)同じで、介護士をしたいです」④「あんぜん（安全）が好きです」と答えていただきました。好きな日本語が「安全」とのことで、支援現場でのていねいさが窺えます。

* ベトナム人実習生の方々の印象は、「笑顔がさわやかで、とても礼儀正しい若者」でした。慣れない環境のなかで生活され、仕事をされながら勉強を続けるということは、とても大変だと思います。それでも「楽しいです」と話されていた皆さんを前にすると応援せざるにはられません。また皆さんの笑顔を見ていると和やかで幸せな気持ちになり、あらためて笑顔の大切さを実感し、見習わなければならないと感じました。ひだまり園とよろこび荘の現場職員も、仕事を通じてかかわることで、国際交流だけでなく支援についての気づきも得られているのかもしれないと思いました。7月のN3の試験がうまくいきますように祈っています！（編集委員会）

内部研修 ～嚥下と窒息について～

4月の中旬、3回にわたって『嚥下と窒息』についての研修を実施しました。このたびの講師は、河野管理栄養士と林看護師で、受講者は計30名となりました。



前半は、「誤嚥事故を防ぐために」という内容で、管理栄養士の立場から、①嚥下とは ②嚥下のしくみ ③誤嚥とは ④誤嚥性肺炎について ⑤誤嚥事故を防ぐために（食形態・食事姿勢）について、河野氏より説明がありました。

私たちが普段ほとんど意識したことがない嚥下という動きについて話を伺い、“食べる＝食物を咀嚼して飲み込む”ということをあらためて確認しました。咀嚼の前に食べ物を認識することで、その食べ方を判断したり唾液や胃液の分泌を促進したりすることができる＝食べる準備ができる。これから食べるものについて利用者さんに伝えることは、咀嚼や嚥下のために大切だということ学びました。咀嚼の重要性については、私たち自身が幼いころから「よく噛んで食べましょう」と言われてきたことで、十分に理解していることだと思われませんが、支援の現場ではうまく伝えることが困難なことのひとつではないでしょうか。障害特性や口腔内の疾患によっても「よく噛んで」がむずかしいことがあり、対応はそれぞれ個別に違ってくるため、支援者間の情報共有や適切な見守りが重要だと思います。



嚥下と咀嚼の力に合わせて、利用者さんが安全に楽しく食事ができるように、給食課では5つの食形態を準備し、個別対応についても可能となっています。咀嚼や嚥下が困難だからきざみ食にすればいい...という単純なことではなく、きざみ食が適しているのか、とろみが必要なのか、支援する利用者さんの様子を日頃からよく観察して、その人に合った食形態で食事を提供することが大切だということ。また食事の際の姿勢にも気を配ること、食事介助の際は利用者さんの嚥下の力を確認した上で、ひとくちの適量を判断して介助すること

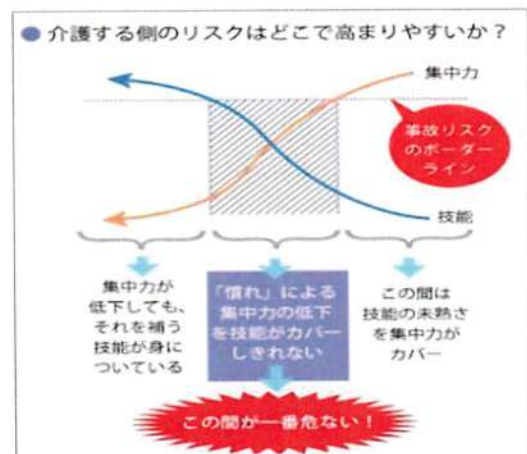
など、支援者にとって重要なことをあらためて確認することができました。

後半は「窒息の対応」という内容で、窒息事案が発生したときの応急処置・対応方法について林看護師より伺いました。

あってはならない窒息事案ですが、現場ではその発生の可能性は高く、常に緊張感を必要とします。利用者さんがいつもと違う様子だったとき、まず「窒息かも」と気づくことができるかどうか応急処置の第一歩であるということを確認しました。「窒息事案発生」と気づいたとき、一人で対応するのではなく応援を求めると、応急処置として背部叩打法や腹部突き上げ法を理解しておくことなど、支援者として自分はどうするべきかを改めて学ぶことができました。

また支援のなかでの見直しが必要な点としては、「食事介助を必要としない利用者の見落とし」「利用者の気分の高揚によって必要となる食事場面の見守りの強化」「情報共有で個人の状態把握を徹底する」などがあるという話を伺いました。窒息事案が発生した場合は、あとで必ず振り返りを行い、次の事案を発生させないためにきちんと原因を究明することも重要であることも学ぶことができました。

窒息事案発生リスクは、生活環境のなかに潜んでいることもあります。私たち支援者側にもあります。最も気をつけるべき点は、“慣れ”によって緊張が解けてしまうこと。新任職員も業務に慣れてきたころが要注意の時期となります。業務に慣れても、適度な緊張感をもって、仕事を進めることができればと思います。



研修後のアンケートでは、「時間に追われることが多く、見守りが不十分であると反省した」「ある程度自立した利用者さんに対して見守りがおろそかになっていたように思う」「実際の窒息事例の話聞き身につまされた」「小児の窒息事案の動画がわかりやすかった」「自分の食事介助のひとくち量が多く、介助のスピードも速いかもしれないと感じた」「日頃から、窒息が起きた場合の動きをシミュレーションしておく必要があると思った」というものがありました。実際に窒息事案が起こらないよう、日頃から利用者さんの状態を確認し、支援者同士で連携して食事介助や見守りを行う。あたり前ではありますが、このあたり前のことが最も重要でむずかしいと感じます。時間がたつと薄れてしまうことも多いため継続的に研修ができればと思います。（編集委員会）

ちょっといいですか？大西ですけど…

— ちょっと変わった「人権」のはなし —

◆人権とは

この業界では、日常的に「人権」という言葉を耳にします。人権とは、一般的には人間が生まれながらにして持っている幸せに生きていく権利、という風に解釈されています。人である以上すべての人が平等にもっている権利です。この権利を護るために、憲法をはじめ、さまざまな法律や制度が存在しています。人類の歴史と共に人権を護るしくみは整えられてきました。

障害のある方々の人権も、近年になってようやく社会的に認識され、保障するための法令や制度、しくみが整ってきましたが、よくよく考えると、本来おかしな話だと思えます。人が人である以上すべての人が生まれながらにして平等に人権をもっているのであれば、あえて障害者という枠組みを作る必要はないはず。そのあたりに、障害のある方々の存在が社会的にどのように認識されてきたのかという歴史を感じてしまいます。

◆支援を受ける権利

ときどき、障害のある方々の人権が本当に保障されているのだろうか…と考えてしまうことがあります。確かに、国際的にも多くの条約や制度が整備され、日本でも、人権や権利にかかわる法令が作られてきました。が、現状を目にしたとき、「人権」というワードに対して、もやもや感や、疑わしき感、疑問符を感じてしまいます。

私自身は、障害とはなんらかの「支援」が必要な状態をいうのだと思っています。障害のある方々が、幸せに生きていくためにはなんらかの「支援」が必要です。健常者と同じ水準の生活を保障するためには、物理的、人的な支援が必要なのです。これは、多くの方が理解し、認めているところだと思います。したがって、障害のある方々の人権を考える上では、生きていくには支援が必要であるという事実に向ける必要があります。幸せに生きていくという権利を保障するには、支援を受けるとい権利が同時に存在する必要があるのではないかと思います。やや複雑な話になってしまいましたが、障害のある方々の「支援を受ける権利」を保障することが、いま、求められているのだと思います。

私たち障害のある方々を「支援」する立場にある者は、対象となるすべての皆さまが、この「支援を受ける権利」をもっているということを認識した上で、すべての皆さまが幸せになることができるよう、支援（＝人権の保障）をし続ける必要があるのだと思います。（大）



陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、62年目を迎えています。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしやすいよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です
施設・事業所サポーター 年間 10,000 円
個人サポーター 年間 1,000 円

陽気会の SNS

Facebook Instagram Twitter
フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文
朝日 満子・河津 真美
大西 博之・大島 由香利

〒651-1313
神戸市北区有野中町 2-5-19
社会福祉法人陽気会
KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.
Tel : 078(981)7271
Fax : 078(981)0825
HP : <http://youkikai.or.jp/>
Email: kcclab@youkikai.or.jp

